

中野区立北中野中学校

いじめ防止基本方針

- 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）
 - (1) 「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えると認められるものをいう。
 - (2) 前項に規定する心身の苦痛を与える行為には、通常苦痛を感じないが当該行為を受けた児童生徒等は苦痛を感じるものをその事実を知りながら行うことを含む。
- 2 本校の具体的な取り組み

いじめの定義を受けて、本校では中野区がいじめ防止基本方針及び東京都いじめ防止対策推進施策より本校の取り組みを決定した。

 - (1) 道徳教育等の充実
 - ①すべての教育活動において人権尊重の精神を育成する。特に道徳の時間を要として教育活動全体で道徳教育を充実させ、望ましい人間関係の育成を図る。
 - ②家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度、自己有用感の育成など、生徒の心を育むための取り組みを推進する。
 - (2) 未然防止や早期発見の取り組み
 - ①「学校いじめ対策委員会」（特別支援校内委員会）において、定期的に生徒の情報を共有し、スクールカウンセラーとも連携を図り組織的に対応する。
 - ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する生徒アンケートを年3回以上実施する。また、年2回の教育面談（三者面談）を活用して、いじめの未然防止および早期発見のための対応を充実させる。
 - ③スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談活動を充実させる。特に1年生では、夏季休業日前までにスクールカウンセラーとの面談を全員実施する。
 - ④職員自身が生徒の言動をきめ細やかに観察し、未然防止や早期発見に努める。また、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
 - ⑤保護者や地域、関係機関と継続的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ①生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、外部機関との連携、家庭への協力を求める。道徳や学活を活用し、情報モラルの徹底とすべての生徒にとって安全で安心な学校づくりに努める。
 - ②学校非公式サイト等の有害情報が警察または区から入った際には、問題のある書き込みに対して迅速な対応を図る。
- 3 学校いじめ対策委員会
 - (1) 学校いじめ対策委員会構成員 校長（津村）、副校長（藤山）、生活指導主任（岩淵）、教務主任（大原）、進路指導主任（池田）、学年主任（大原・八杉・高橋）、養護教諭（太田）、スクールカウンセラー（中川）

(2) いじめ対応担当窓口 副校長(藤山)、生活指導主任(岩淵)、
特支コーディネーター(太田)、スクールカウンセラー(中川)

中野区立北中野中学校 いじめ発見から解決までの流れ

